岡山市環境保全条例の改正方針について

1 条例改正の趣旨

本市は、昭和 41 年に「岡山市公害防止条例」を制定、昭和 48 年に全面改正し、国、 県等の各種公害規制に関する規定を踏まえ、地域生活に直結するレベルの行政を担う 市の立場から、きめの細かい環境保全行政を進めてきました。

その後、日常生活や事業活動を原因とした地球規模の環境問題がクローズアップされたことから、環境にやさしいまちづくりの実現を目指して、平成12年に従来の岡山市公害防止条例を発展させ、新たに「岡山市環境保全条例」を制定しました。

制定以降、本条例については、平成16年に「生物多様性保全」と「緑の保全及び育成」に関する規定の追加、また、公害規制に関する罰則の改正を行いましたが、理念や基本的施策に相当する規定についての改正は行われていませんでした。

この間、近年では、令和2年10月の菅総理大臣(当時)による「2050年カーボンニュートラル宣言」や 令和3年7月のG7サミットにおける「30by30目標」への合意など、環境政策の転換・強化が行われ、更には、海洋プラスチック汚染といった新たな環境課題も発生している状況です。

本市は、平成30年6月「SDGs 未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGs の視点を踏まえ、新たな課題に対し、本格的に取り組んでいくことが必要になっています。

そこで、これまでの取組に加え、SDGs の視点を踏まえつつ、国内外の社会的変化を 的確に捉え、時代に即した内容となるような条例への改正をめざします。

また、本条例に基づき策定する次期岡山市環境基本計画(計画期間:令和8年~)に おいても、時代に即した内容とすることは必須の課題であり、まずは市民の皆さんに とって分かりやすい条例となるように改正を行い、これを踏まえた計画策定を進めま す。

2 条例の概要 →別添資料 01

本条例は、先人達が築きあげてきた豊かな地域環境を守り育てていくことが、地球環境の保全につながるとの認識のもと、環境の保全に関する施策の基本となる事項並びに公害の防止等を図るために必要な事項を定め、この施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として制定しました。

3 改正の必要性

(1) 新たな環境問題への対応 →別添資料 02、03、04、05、06

1でも述べたとおり、近年、環境行政を取り巻く時代潮流の変化は早く、特に、G7 広島首脳コミュニケ(令和5年5月)において「3つの危機」と言われる気候変動、 生物多様性の損失、環境汚染などが重要な課題になっており、これらへの対応とし て市が取り組む施策の実効性を確保する必要があります。

(2) 特定建築物制度の廃止

ア 制度の趣旨 →別添資料 07

本条例を含め国・県等の各種法令による公害規制の仕組みは、各種法令に該当する施設等を有する工場・事業場等に対し、規制基準の遵守を求めることにより、その地域の生活環境の保全を図ることとしています。

本条例の「特定建築物制度」(第 40 条)は、環境に影響を及ぼすおそれのある建築物を設置しようとする者に対し、その旨を事前に届出させることにより、市が、各種関係法令に基づく規制の対象となるべき建築物等を把握すると同時に、当該届出のあった事項について審査を行い、必要な場合には、公害防止措置に関する計画の変更を勧告し、種々の公害の事前防止を図るものです。

イ 制度の現状 →別添資料 08

近年は市民の環境意識が大きく高まり、企業も環境保全への取組が求められています。

これに伴い、企業のコンプライアンス意識も向上していることから、特定建築物の届出を契機とした公害関係の指導の機会は必要なくなっており、同制度は一定の役割を終えたと考えます。

(3) 「環境基本条例」相当規定の独立

「環境基本条例」とは、環境面におけるまちづくりの方針と基本的なルールを定める条例であり、他の条例や施策の指針となるものです。その内容は、国の環境基本法にならい、条例の目的、定義、各主体の責務規定、環境基本計画の策定の位置付け、基本的施策の提示、環境審議会の設置などが定められるのが一般的です。

ア現状

本条例には、環境保全と創造に係る基本理念や施策の基本となる事項(以下「相

当規定」。本条例の2、4章等が該当。)と、公害防止に係る具体的な事業場等の規制(本条例の3章が該当)が混在しています。前者は「環境基本条例」として、別個に制定するのが通例であり、その下に規制等を具体的に規定した「実施条例」を設けた2段階の構造とすることで、市の条例体系上の位置づけを明確にすることができます。

なお、本市以外の政令市は全て「環境基本条例」に相当する条例を制定しています。

イ 課題

相当規定は、下水や廃棄物処理施設の整備、公園や緑地の整備に関する規定が含まれるなど、範囲が広く、3章とは目的・責務などは自ずと異なるため、同一条例で明文化することが困難です。

上記ア、イを踏まえ、本条例から相当規定を独立させ、新たな条例を制定します。 次年度からは、同条例に基づき策定する「次期岡山市環境基本計画」の策定作業を本 格化させる予定であり、新条例制定により、多くの市民やステークホルダーを巻き込 んだ議論促進の機運を高める PR 効果も期待しています。

(4) その他の対応(文言修正等)

上記改正に合わせ、必要な文言の修正や条文補完等を行います。

4 改正の内容(ご審議いただきたい内容)

(1) 新たな環境問題への対応

ア 前文 →別添資料 09

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の由来や背景、目的などを強調して述べた文章です。現行の前文は条例制定当時の背景を踏まえたものであるため、時代の潮流を盛り込んだ内容に改正します。

なお、前文に盛り込む内容は、本条例や他自治体の条例を参考に、以下の内容を 基本とし、条例がめざす理想を分かりやすく表現します。

- (ア) まちの特徴、歴史、文化や地理的要素
- (イ) これまでの自治の取り組み
- (ウ) これからのまちのあるべき姿
- (エ) あるべき姿に到達するために必要な事項

(オ) 条例制定の意義や決意

イ 第7条 ➡別添資料 10

施策の策定等に係る指針を規定した第7条の事項を棚卸ししたうえで、新たな 環境課題に対応する施策を追加します。

(2) 特定建築物制度の廃止

当該制度を規定した第40条を削除します。

(3) 「環境基本条例」相当規定の独立 →別添資料 11

ア 独立のイメージ

本条例のうち相当規定に当たる「前文」、「第2章」及び「第4章」の全て、並びに「第3章」の一部を分離し、新条例へ移行します。また新条例の「第1章」は、本条例の内容をベースに、必要な文言整理等を施したうえで形成します。

イ 新条例の名称

「(仮称) 岡山市環境基本条例」とし、詳細については今後検討します。

(4) その他の対応(文言修正等)

(※次回審議会に提示します。)

5 今後のスケジュール案 → 別添資料 12

令和6年度中の答申、決裁をめざして作業を進めます。